

(様式第114号の3)(第83条の15関係)

軽油戻入届出書

年 月 日

長野県 地方事務所長 殿

特別徴収義務者 住(居)所(所在地)  
 氏 名(法人名) 印  
 事務所又は事業所の所  
 在地及び代表者の氏名

販売契約の解除により下記のとおり、その引取りに係る軽油が返還されました。

記

引渡しを行った 数量及び年月日	年 月 日	年 月 日
	数 量	リットル
返還された数量 及び年月日	年 月 日	年 月 日
	数 量	リットル
販売契約解除の 理由及び年月日	年 月 日	年 月 日
	理 由	

(備 考)

(添付書類) 証明書(別紙)

(様式第 114 号の 4) (第 83 条の 15 関係)

## 軽油引取税還付申請書

年 月 日

長野県 地方事務所長 殿

特別徴収義務者 住(居)所(所在地)

氏 名(法人名)

印

地方税法第 144 条の 31 第 1 項の規定により、下記のとおり、軽油に係る税額及びこれに係る徴収金を還付してください。

記

還 付 請 求 金 額

円

内	年 度	年度	月 別	年 月 分
		納 入 年 月 日		
	徴 収 金 の 納 入 総 額		還 付 請 求 の 額	
訳	税 額	円	返 還 軽 油 の 数 量 (A)	リットル
			課 税 標 準 量 (B) $(A) \times (\frac{100}{100} - \frac{1}{100} \text{ 又は } \frac{0.3}{100})$	リットル
			税 率 (C)	円
	計	円	還 付 請 求 額 (C) × (B)	円

(理 由)

(添付書類) 証明書(別紙)

(様式第 114 号の 5) (第 83 条の 16 関係)

軽油引取税の納入免除 (還付) 申請書

年 月 日

長野県 地方事務所長 殿

特別徴収義務者 住 (居) 所  
(所在地)  
氏 名 印  
(法人名)

地方税法第 144 条の 31 第 項 (地方税法附則第 12 条の 2 の 4 第 2 項において読み替えて準用する第 144 条の 31 第 項) の規定により、下記のとおり、軽油引取税の納入免除 (還付) をしてください。

記

(軽油引取税未納入の場合)

免税軽油使用者氏名			
免税用途に供した数量及び年月日	年 月 日	年 月 日	
	数 量	リットル	
(備 考)			

(軽油引取税納入済の場合)

還 付 請 求 金 額			
内 訳	年 度	年度	年 月 日
	納 入 年 月 日		年 月 日
	免税軽油使用者氏名	還 付 請 求 の 額	
	免税用途に供した数量及び年月日	年 月 日	年 月 日
数 量		リットル	課税標準量 (B) $(A) \times (\frac{100}{100} - \frac{1}{100})$ 又は $\frac{0.3}{100}$
			税率 (C) 円
			還付請求額 (C) × (B)
(備 考)			

(添付書類) 承認書 (別紙)

(様式第114号の6)(第83条の17関係)

免税軽油承認申請書			
			年 月 日
長野県 地方事務所長 殿			
申請者 住(居)所(所在地)			
氏 名(法人名)			印
免税軽油使用者証番号第			号
<p>地方税法第144条の31第 項(地方税法附則第12条の2の4第2項において読み替えて準用する第144条の31第 項)の規定により、下記のとおり、免税軽油の承認をしてください。</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
免税軽油以外の軽油を 免税用途に供した数量	リットル	免税用途に供 した年月日	年 月 日
購 入 先	事務所又は 事業所所在地	氏名又は法人名	購入年月日
免税用途に供した理由			
免税証の交付を申請す ることができなかった 理由			
免税証の交付申請数量	リットル		
交付を受けた免税証の 数量	リットル		
(備 考)			

(添付書類) 証明書(別紙)

様式第115号中「第99条、第115条関係」を「第83条の19、第99条関係」に改め、同様式のゴルフ場利用税用及び軽油引取税用を次のように改める。

(軽油引取税用)

軽油引取税更正・決定通知書

〒 \_\_\_\_\_ 様  
 住所(所在地) \_\_\_\_\_ 地方税法 第 \_\_\_\_\_ 条の \_\_\_\_\_ 項・第 \_\_\_\_\_ 項の規定により、軽油引取税及び加算金を下記のとおり更正・決定しました。  
 氏名(名称) \_\_\_\_\_ 長野県 地方事務所長  
 整理番号 \_\_\_\_\_ 事業者コード \_\_\_\_\_ 課税年度 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
 番号 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

記

整理番号	事業者コード	課税年度	調査対象期間	不足金額	税額	加算金	合計	指定納期限
		年度	年 月 ~ 年 月	(延滞金は含まれません)	円	円	円	年 月 日

[単位：環 円]

区分 期別	税率 (1k相当)	調 査 額		既申告・既更正・既決定額		差 引 不 足 額		申 告 期 限		加 算		
		課税標準量(ア)	税 額 (イ)	課税標準量(ウ)	税 額 (エ)	課税標準量(ア)-(ウ)	税 額 (イ)-(エ)	申告年月日	種別	基 礎 税 額	率	金 額
年 月												
年 月												
年 月												
年 月												
年 月												
年 月												
年 月												
年 月												
年 月												
年 月												
年 月												
年 月												
年 月												
年 月												
年 月												
年 月												
年 月												
年 月												

納付場所  
 ◎指定金融機関等のお知らせ  
 指定金融機関(八十二銀行)・指定代理金融機関(信用農業協同組合連合会)・収納代理金融機関(県内の銀行、信用組合、信用金庫、農業協同組合、商工組合中央金庫、労働金庫)

(注) 1 上記の金額については、同額の納付書によって納付してください。  
 2 不足金額については、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、不足金額年 14.6% (指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年 7.9% (当該期間の属する年の前年の11月30日を経過する日における基礎引率)および基礎貸付利率に年4%を加算した割合が、年7.9%の割合に満たない場合は、当該基準引率および基礎貸付利率に年4%の割合を加算した割合)の割合で計算した延滞金を加算して納付してください。  
 3 あなたがこの処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で審査請求をすることがあります。審査請求は、なるべく当該地方事務所を提出して提出してください。  
 4 この処分の取消しを求めるときは、審査請求に添付する納税の請求書(被告の代表者は、長野県知事です。)として提出することになりますが、なお、処分、処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、審査請求があつた日から3月を経過するときは、判決を経ないでも処分の取消しを提起することができます。



様式第115号の2中「第100条、第116条関係」を「第83条の20、第100条関係」に、

県民税利子割	不申告加算金決定通知書（期限後申告分）	を
県民税配当割		
県民税株式等譲渡所得割		
県たばこ税		
ゴルフ場利用税		
軽油引取税		

県民税利子割	不申告加算金決定通知書（期限後申告分）	に改める。
県民税配当割		
県民税株式等譲渡所得割		
県たばこ税		
軽油引取税		
ゴルフ場利用税		

様式第116号の2から様式第116号の9までを削る。

様式第129号中「長野県地方事務所長」を「長野県 地方事務所長」に改める。

様式第131号から様式第151号までを次のように改める。

(様式第131号) から (様式第151号) まで 削除  
(財務規則の一部改正)

第2条 財務規則（昭和42年長野県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第53条第1項中「自動車税及び自動車取得税」を「自動車取得税及び自動車税」に、「第84条の4第2項」を「第73条第2項」に改める。

第85条第3号中「第84条の7第1項」を「第76条第1項」に改める。

(長野県組織規則の一部改正)

第3条 長野県組織規則（昭和44年長野県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第77条第6項中「自動車税及び自動車取得税」を「自動車取得税及び自動車税」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。  
(収納計器取扱者の指定の申請等に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にされている第1条の規定による改正前の長野県県税に関する規則（以下「旧規則」という。）第84条の3第2項の規定による収納計器取扱者の指定の申請は、第1条の規定による改正後の長野県県税に関する規則（以下「新規則」という。）第72条第2項の規定による収納計器取扱者の指定の申請とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にされている旧規則第84条の3第3項の規定による収納計器取扱者に係る指定事項の変更又は収納計器の取扱いの廃止の届出は、新規則第72条第3項の規定による収納計器取扱者に係る指定事項の変更又は収納計器の取扱いの廃止の届出とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則第84条の4第2項の規定により買い受けた始動票札は、新規則第73条第2項の規定により買い受けた始動票札とみなす。
- 5 この規則の施行の際現にされている旧規則第84条の6第2項の規定による始動票札の返還又は交換の請求は、新規則第75条第2項の規定による始動票札の返還又は交換の請求とみなす。  
(用紙の使用に関する経過措置)
- 6 この規則の施行前に、旧規則に基づいて作成した用紙は、当分の間、使用することができる。

税 務 課

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年3月31日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第30号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則(昭和41年長野県規則第20号)の一部を次のように改正する。

第1条中「省令」という。を「省令」という。及びに改め、及び里親の認定等に関する省令(平成14年厚生労働省令第115号。以下「里親省令」という。)を削る。

第6条及び第7条を次のように改める。

第6条及び第7条 削除

第7条の2及び第7条の3を削る。

第8条中「様式第7号」を「様式第5号」に改める。

第9条第1項中「様式第8号」を「様式第6号」に改め、同条第2項中「様式第9号」を「様式第7号」に改める。

第18条から第21条までを削り、第17条を第21条とし、第13条から第16条までを4条ずつ繰り下げ、第12条の次に次の4条を加える。

(里親認定申請書)

第13条 省令第36条の37第1項及び第2項に規定する申請書(省令第36条の43の規定により行う認定に係るものを含む。)は、里親認定申請書(様式第8号)によるものとする。

(里親死亡等届等)

第14条 省令第36条の39第1項の規定による届出(省令第36条の43の規定により認定を受けた里親に係るものを含む。)は、里親死亡等届(様式第9号)によりしなければならない。

2 省令第36条の39第2項の規定による届出(省令第36条の43の規定により認定を受けた里親に係るものを含む。)は、里親登録(認定)事項変更届(様式第9号の2)によりしなければならない。

(里親の登録削除又は認定取消しに係る申出書)

第15条 省令第36条の40第1項第1号に規定する申出(省令第36条の43の規定により認定を受けた里親に係るものを含む。)は、里親登録削除(認定取消)申出書(様式第9号の3)によりしなければならない。

(里親登録更新申請書)

第16条 省令第36条の42第1項に規定する更新の申請(省令第36条の43の規定により認定を受けた省令第1条の32第2項第1号に掲げる者に係るものを含む。)は、里親登録更新申請書(様式第9号の4)によりしなければならない。

第22条の表中「から第7号の2まで」を削り、「除く。」の次に「、第7号及び第7号の2」を加え、

法第50条第6号及び第6号の3(法第22条第1項の規定による助産の実施に係るものに限る。)に係る場合	別表第4に定める額	入所の都度
--	-----------	-------

を

法第50条第7号の3に係る場合	別表第3に定める額(月の途中で入所し、又は退所したときは、別表第3に定める額にその月の日数に対する入所日数の割合を乗じて得た額	毎月
法第50条第6号及び第6号の3(法第22条第1項の規定による助産の実施に係るものに限る。)に係る場合	別表第4に定める額	入所の都度

に改める。

第23条第2項中「第13条から第16条まで」を「第17条から第20条まで」に改め、同条第4項中「第6条から第7条の3まで」を「第13条から第16条まで」に改める。

別表第3中「入所者の」を「入所者及び入所者の」に改め、「入所(母子生活支援施設)及び「・母子生活支援施設」の次に「及び自立援助ホーム」を加え、

3 同一月内に同一世帯の2人以上の児童等が入所する場合のその月の徴収月額が最も多額な入所者以外の入所者に係る徴収月額は、上表並びに上記1及び2により算定した額に10分の1を乗じて得た額とする。
--

を

3 同一月内に同一世帯の2人以上の児童等が入所する場合のその月の徴収月額が最も多額な入所者以外の入所者に係る徴収月額は、上表並びに上記1及び2により算定した額に10分の1を乗じて得た額とする。
4 自立援助ホームとは、法第6条の2第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う住居をいう。

に改める。

様式第5号から様式第6号の5までを削り、様式第7号を様式第5号とし、様式第8号を様式第6号とし、様式第9号を様式第7号とし、様式第7号の次に次の5様式を加える。



(様式第8号)(第13条関係)

里親認定申請書

年月日

長野県知事 殿

住所

氏名

電話番号

第36条の37第1項

児童福祉法施行規則第36条の37第2項の規定により、養育(専門・第36条の43

養子縁組・親族)里親としての認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

希望する里親の種類		養育里親		専門里親		養子縁組里親		親族里親	
里親希望者	氏名	性別	生年月日	職業	健康状態	/			
同居人	氏名	性別	生年月日	職業	健康状態	里親希望者との続柄			
養育里親研修了(見込)年月日				年月日					
専門里親研修了(見込)年月日				年月日					
里親になることを希望する理由									
1年以内の期間を定めて要保護児童を養育する希望の有無				有・無					
従前に里親であった経歴の有無(県外の場合は当該都道府県名)				有・無(都道府県名)					
専門里親の要件				1 養育里親として3年以上の委託児童の養育の経験を有する者					
				2 3年以上児童福祉事業に従事した者					
				3 その他( )					

(備考) 1 希望する里親の種類欄は、希望するものを○で囲むこと(複数可)。  
2 専門里親の要件欄は、該当する番号を○で囲むこと。

(添付書類) 1 里親希望者及びその同居人の履歴書  
2 里親希望者の居住する家屋の平面図  
3 児童福祉法第34条の15第1項各号のいずれにも該当しない者であることを証する書類  
4 養育里親希望者及び専門里親希望者にあつては、研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類  
5 専門里親希望者にあつては、児童福祉法施行規則第1条の36第1号に掲げるいずれかの要件に該当することを証する書類

(様式第9号)(第14条関係)

里親死亡等届

年月日

長野県知事 殿

住所

氏名

電話番号

里親との関係

児童福祉法施行規則第36条の39第1項の規定により、下記のとおり届出します。

記

登録(認定)番号	
里親氏名	
届出事項(該当するものを○で囲むこと。)	1 死亡した。 2 児童福祉法第34条の15第1項第1号に該当した。 3 児童福祉法第34条の15第1項第2号から第4号までに該当した。 4 児童福祉法施行規則第1条の34に規定する要件に該当しなくなった。
届出事項発生年月日	年月日

(様式第9号の2)(第14条関係)

里親登録(認定)事項変更届

年月日

長野県知事 殿

住所

氏名

電話番号

登録(認定)番号

児童福祉法施行規則第36条の39第2項の規定により、登録(認定)第36条の43

を受けた事項に変更がありましたので、下記のとおり届け出ます。

記

変更前	変更後

(様式第9号の3)(第15条関係)

里親登録消除(認定取消)申出書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

氏 名

電話番号

児童福祉法施行規則 第36条の40第1項第1号の規定により、下記  
第36条の43

のとおり里親としての登録(認定)の消除(取消し)をしてください。

記

- 1 登録(認定)番号
- 2 消除(取消し)を希望する 養育里親 専門里親 養子縁  
里親の種類(該当するもの 組里親 親族里親  
を○で囲むこと。)

(様式第9号の4)(第16条関係)

里親登録更新申請書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

氏 名

電話番号

児童福祉法施行規則 第36条の42第1項の規定により、里親として  
第36条の43

の登録の更新を下記のとおり申請します。

記

- 1 登録番号
- 2 更新を希望する里親の種類 養育里親 専門里親 養子縁  
(該当するものを○で囲むこと。) 組里親

様式第10号中「第13条関係」を「第17条関係」に改める。

様式第11号及び様式第12号中「第14条関係」を「第18条関係」に改める。

様式第13号中「第15条関係」を「第19条関係」に改める。

様式第14号中「第16条関係」を「第20条関係」に改める。

様式第15号中「第17条関係」を「第21条関係」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

こども・家庭福祉課
-----------